

**岩見沢市立学校における働き方改革
行 動 計 画（第2期）**

**令和3年10月
岩見沢市教育委員会**

1. はじめに

子どもたちの将来は、AIやIoTに象徴されるように、加速度的に変化する社会において、複雑で予測困難なものとなっている。また、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大に伴い、いまを生きる私たちは、不確実で急激な状況の変化に即応し、複雑化する諸課題に対峙する時代に直面している。

次代を生きる子どもたちには、既存の枠組みや価値観にとらわれることなく、変化を柔軟に受け止め、感性を豊かに働かせながら、人生や社会をよりよいものにするよう考え、行動することが求められる。

教育委員会（以下「市教委」という。）では、子どもたちが自分の将来に向けて、夢や希望を描き続け、失敗にへこたれず、困難にもあきらめることなく立ち向かい、自分らしさを発揮して自己実現を図るとともに、他者と協働しながら社会に貢献する資質や能力を身につけられるよう、その基盤となる確かな学力の定着や豊かな人間性を育成する教育に取り組んでいるが、質の高い教育活動を推進するためには、教員が授業や準備に集中し、健康で生き生きとやりがいを持って勤務できるよう、長時間勤務の改善や業務負担の軽減などを図ることが重要である。

現在、各学校では、新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら、子どもたちの学びを最大限に保障するという観点に立って教育活動に取り組んでいるが、こうした状況の中で、新たに増加した教員の業務負担を軽減するためにも、これまで以上に実効性ある学校における働き方改革を進めていく必要がある。

2. これまでの取組の成果と課題

市教委では、平成30年度から令和2年度までの3年間を計画期間とした「岩見沢市立学校における働き方改革行動計画（以下「第1期行動計画」という。）」を策定し、これまで必要な見直しを行いながら、教員の時間外在校等時間の縮減に向けた取組を進めてきたが、これまでの目標等に関する検証内容は次のとおりである。

(1) 目標の達成状況の検証

目標	達成状況	課題等
教員の在校等時間から規則で定める勤務時間等を減じた時間（時間外在校等時間）が1か月で45時間、1年間で360時間を超える教員を全市立学校でゼロにする。	時間外在校等時間の上限における各学校での達成率は、1か月では25.0%（小学校35.7%、中学校及び高校10%）、1年では33.3%（小学校35.7%、中学校及び高校30%）と低調であった。また、達成できなかった学校では、特定の教員による長時間勤務の状況がみられた。	時間外在校等時間の上限が遵守ができる環境を構築するとともに、特定の教員に業務が集中しない校内体制の整備や働き方に関する意識改革を進めることが必要である。
部活動休養日を全ての部活動で実施する。	部活動に取り組む全ての学校で実施できた。	取組を継続するとともに、部活動指導員等の有効活用や休日指導の段階的な地域移行など、部活動指導における教育職員の負担軽減に取り組む必要がある。
変形労働時間制を全市立学校で活用する。	実施できなかった。	働き方改革への効果などを含めて、活用の必要性を改めて検討する。
定時退勤日を全市立学校で月2回以上実施する。	各学校の達成率は、小学校では85.7%、中学校及び高校では70%であった。	全ての学校で取り組める環境の構築が必要である。
学校閉庁日を全市立学校で年9日実施する。	全ての学校で実施できた。	学校閉庁日の定着

(2) 具体的な取組内容の検証

項目	実施内容等	課題等
教職員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備		
学校課題に応じた専門スタッフ等の配置促進	各学校の課題に応じてスクールカウンセラーや特別支援教育支援員等の配置を行った。	特別な支援を必要とする子どもが増加傾向にあり、特別支援教育支援員の増員についての検討が必要である。
ICTを活用した授業改善や教材の活用	国のGIGAスクール構想によるタブレットや高速大容量の通信環境を整備したほか、デジタル教材の活用環境の充実を図った。	ICT環境を有効活用した効果的かつ効率的な授業づくりの推進
校務支援システムの導入促進	令和2年度に導入した。	システムを有効に活用した校務の効率化の推進
地域との協働による学校を応援・支援する体制づくり	中学校区でコミュニティ・スクールに取り組むコミュニティ・エリア構想の取組を推進した。(令和2年度2校)	令和4年度までに全ての中学校区で実施
部活動に係る負担の軽減		
部活動の休養日等の設定	部活動の在り方に関する方針に基づき、休養日の実施及び活動時間の遵守に取り組んだ。	取組を継続するとともに、部活動指導員等の有効活用や休日指導の段階的な地域移行など、部活動指導における教育職員の負担軽減に取り組むことが必要である。
部活動における複数顧問の効果的な活用	部活動に取り組む全ての学校で実施できた。	
勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実		
ワークライフバランスを意識した働き方の推進	定時退勤日の実施のほか、校内研修等を通じて教育職員の意識改革に取り組んだ。	教育職員の負担軽減などを進め、全ての学校で定時退勤日に取り組める環境を構築するとともに、勤務時間を意識した働き方への意識改革を一層推進することが必要である。
人事評価制度等を活用した意識改革の推進	学校経営方針等において、働き方改革に関する取組を示すほか、面談等を通じて意識改革を促すなどに取り組んだ。	
長期休業期間中における「学校閉庁日」の設定	夏季休業期間に3日間、冬季休業期間に6日間の学校閉庁日を実施した。	学校閉庁日の定着
勤務時間を客観的に把握し、集計するシステムの構築	出退勤管理システムを導入し、令和2年10月から運用を開始した。	出退勤管理システムの適正な運用による在校等時間の客観的な把握に取り組む。
留守番電話等による連絡対応等	学校閉庁日において留守番電話等による自動メッセージ対応を実施した。	緊急時を除き、勤務時間外における電話の自動メッセージ対応の取組を検討する。
保護者や地域住民への理解促進	教育広報等を通じた理解促進の取組を実施した。	コミュニティ・エリア構想と連動した取組の充実が必要である。

項目	実施内容等	課題等
教育委員会による学校サポート体制の充実		
調査業務等の見直し	調査業務の精選、内容の見直し、提出期間の確保などに取り組んだ。	より一層の簡素化・効率化を推進する。
勤務時間に関する制度の有効活用	校長会議等を通じた指導・助言を行った。	効果的な指導・助言に継続的に取り組む必要がある。
適正な勤務時間の設定		
教育課程の編成・実施に関する指導助言		
トラブル等に直面した際のサポート体制の構築	学校でのトラブル等に対して指導・助言を行ったほか、必要に応じて関係機関と連携した取組を進めた。	学校における諸課題の複雑化に伴い、弁護士など法的な観点から指導・助言を得られる環境を構築することが必要である。
メンタルヘルス対策の推進	令和元年度よりストレスチェックを実施した。	受検率の向上
学校行事の精選・見直し	学校行事の精選・見直しを推進した。	ある程度の精選・見直しは進んだが、学校行事の目的を踏まえた上で、効率的な準備や実施を推進する。

(3) 取組の総括

第1期行動計画では、ICTを活用した授業改善や教材の活用、校務支援システムの導入、部活動休養日や学校閉庁日の実施などに一定の成果があがったが、新型コロナウイルス感染症対策など想定外の対応が必要となったこともあり、目標としていた時間外在校等時間の上限の達成率は低調であった。

このため、教育職員が疲弊することなく生き生きと子どもに向き合える環境を構築するためには、働き方に関する意識改革を進めるとともに、ICTの活用による業務の効率化を図るなど、第1期行動計画の取組を土台として更なる改善・充実を図り、市教委と学校が緊密に連携しながら、継続的に「学校における働き方改革」を推進していく必要がある。

3. 第2期行動計画の概要

学校における働き方改革の目的は、「教員のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになること」である。

この目的を実現するため、教育を取り巻く状況の変化を的確に反映させるとともに、新たな取組を加えるなどした行動計画（以下「第2期行動計画」という。）を策定し、より実効性の高い働き方改革を推進していくものとする。

(1) 第2期行動計画の性格

第2期行動計画は、公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和2年文部科学省告示第1号。以下「国指針」という。）第2章第2節(1)に基づく教育職員の在校等時間の上限等に関する方針として、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年北海道条例第61号。以下「給特条例」という。）第8条及び岩見沢市立学校管理規則（以下「学校管理規則」という。）第10条の2第3項に基づき、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項を定めるものである。

(2) 目標、重点的に実施する取組及び取組期間

国指針第2章第1節(2)に基づき、学校管理規則第10条の2第1項に定める在校等時間の上限の遵守に向けて、次のとおり目標、重点的に実施する取組及び取組期間を設定する。

【目標】

教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を減じた「時間外在校等時間」の上限を1か月で45時間以内、1年間で360時間以内とする。

【重点的に実施する取組】

- ① 在校等時間の客観的な計測・記録と公表
- ② ワークライフバランスを意識した働き方の推進（働き方に関する意識改革）
- ③ ICTを活用した業務の効率化
- ④ 部活動の負担軽減に向けた国の部活動改革を踏まえた環境整備
- ⑤ 持ち帰り業務（学校教育活動に必要な業務）をゼロにする。

【取組期間】

令和3年度から令和5年度までの3年間とし、市教委と学校が緊密に連携・協力しながら、目標の早期達成に向けて取り組む。

【用語解説】

- ① 「教育職員」とは、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第2条に規定する教育職員で岩見沢市立学校に勤務する職員をいう。
- ② 「在校等時間」とは、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間（正規の勤務時間外においていわゆる「超勤4項目」以外の業務を行う時間を含む。）として、外形的に把握することができる時間を基本とし、次のア及びイの時間を加え、ウ及びエの時間を除く時間とする。
 - ア 校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間として外形的に把握する時間
 - イ 在宅勤務（情報通信技術を利用して行う事業場外勤務）等の時間
 - ウ 正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間（当該教育職員の申告に基づくもの。）
 - エ 休憩時間

4. 市教委及び学校の役割

(1) 市教委の役割

市教委は、岩見沢市立学校における働き方改革を進めるための取組を主体的に行うほか、学校の取組を支援する。

(2) 学校の役割

学校長は、学校の重点目標に働き方改革を明確に位置付け、全職員の共通理解のもと、「勤務時間」を意識した働き方を進め、職員一人一人の意識改革を促進するとともに、第2期行動計画に掲げる具体的な取組を実践し、時間外在校等時間の縮減に努める。

5. 推進体制

教育長を座長として、市教委、岩見沢市校長会、岩見沢市教頭会で「働き方改革推進部会」を設置する。

6. 取組の検証

市教委及び学校は、各取組の進捗状況を把握・検証し、必要に応じて第2期行動計画の見直しを行う。

7. 具体的な取組内容

(1) 教育職員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備

■ 学校課題に応じた専門スタッフ等の配置促進

- スクールカウンセラー、スクールサポートスタッフ、学習指導員等の有効活用を推進する。(市教委・学校)
- 特別支援教育支援員等の配置拡充を推進する。(市教委)

■ ICTを積極的に活用した業務等の推進

- デジタル教材やタブレットを活用した授業づくりのため、ICT環境の充実と安定的な運用を図る。(市教委)
- デジタル教材や教育用ソフトを有効に活用した効果的かつ効率的な授業づくりを推進する。(市教委・学校)
- 校務支援システムを有効に活用し、校務の効率化を推進する。(学校)
- ICTの活用スキル向上を図るための研修を充実する。(市教委・学校)

■地域との協働の推進による学校を応援・支援する体制づくりの推進

- 保護者や地域住民が学校運営に参加するコミュニティ・エリア構想（中学校区単位のコミュニティ・スクール）を全中学校区で導入する。（市教委・学校）
- 子どもたちの効果的な教育活動に資する「学校における働き方改革」の理解促進に努める。（市教委）

■学校給食費の公会計化の推進

- 学校給食費の公会計化を推進する。（市教委）

(2) 部活動指導に関わる負担の軽減

■部活動指導員等の有効活用

- 部活動指導における教育職員の負担軽減の観点から、部活動指導員や外部指導者の効果的な活用を推進する。（市教委・学校）

■国の部活動改革を踏まえた環境整備

- 国の部活動改革の方向性を踏まえて、休日の部活動指導の地域移行を段階的に進めるための環境を整備する。（市教委）

(3) 勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実

■在校等時間の客観的な計測と記録

- 出退勤管理システムによる出退勤時刻管理の適正な運用を図り、教育職員の在校等時間を客観的に計測・記録し、市民への公表に取り組む。（市教委・学校）
- 在校等時間を計測した結果を踏まえ、教育職員の健康に配慮するとともに、一部の教育職員に業務が集中しないよう、業務の平準化や効率化等の取組を進め、時間外在校等時間の縮減に努める。（学校）

■ワークライフバランスを意識した働き方の推進

- 一人一人がワークライフバランスの視点を持った働き方を実践できるよう意識改革を促すとともに、月2回以上の定時退勤日の実施、年次有給休暇の取得を促進する。（学校）

■勤務時間外における電話の自動メッセージ対応

- 非常災害の場合や児童生徒等の指導に関し緊急の必要性がある場合を除き、教育職員が保護者や外部からの問合せ等への対応を理由に本来の勤務時間を越えて勤務をすることのないよう、緊急時の連絡方法を確保した上で、勤務時間外における電話の自動メッセージ対応の取組を進める。（市教委・学校）

(4) 教育委員会による学校サポート体制の充実

■調査業務等の見直し

- 教育職員の事務負担を軽減するため、学校を対象とした調査の精選や見直しを行うとともに、提出期間を十分に確保し、一定期間に調査業務が集中しないよう配慮する。（市教委）

■勤務時間に関する制度の有効活用

- 週休日の振替に係る勤務時間のスライド・振替期間の特例、週休日における勤務時間の割振りの変更など、勤務時間に係る制度が有効に活用されるよう指導・助言を行う。（市教委）
- 長期休業期間等において休日を集中して確保できるよう、1年単位の変形労働時間制の導入に向けた環境整備を行う。（市教委）

■適正な勤務時間の設定

- 児童生徒等の登下校時刻や、部活動、学校の諸会議等については、適正な時間に休憩時間を確保できるようにすることを含め、教育職員の勤務時間を考慮した時間設定を行うよう指導・助言を行う。（市教委）
- やむを得ず「超勤4項目」以外の業務を、早朝や夜間等、通常の勤務時間以外の時間帯に実施せざるを得ない場合には、変形労働時間制や週休日の振替などの勤務時間や休憩時間に係る諸制度を有効活用して、正規の勤務時間の割振りを適正に行うなどの措置を講ずるよう、指導・助言を行う。（市教委）

■教育課程の編成・実施に関する指導助言

- 標準授業時数を大きく上回った授業時数を計画することのないよう指導・助言するとともに、指導体制を整えないまま標準授業時数を大きく上回った授業時数を計画している場合には、指導体制の整備状況を踏まえて精査して教員の時間外勤務の増加につながらないようにし、教育課程の編成・実施に当たっても教員の働き方改革に十分配慮するよう指導・助言を行う。（市教委）

■トラブル等に直面した際のサポート体制の構築

- 学校に対する不当又は過剰な要求等に対し、弁護士など法的な観点から指導・助言が得られる環境を整える。（市教委）

■メンタルヘルス対策の推進

- 教育職員のメンタルヘルス対策を推進するために実施しているストレスチェックの受検率の向上を図るための取組を推進する。（市教委）

■学校行事の見直し

- 学校行事の目的を踏まえた上で、効率的な準備や実施を促す。（市教委）

■押印の省略

- 可能なものから学校提出書類への押印の省略に取り組む。（市教委）

8. 学校における働き方改革の推進に当たっての留意事項

- ①時間外在校等時間の上限については、教育職員が上限時間まで勤務することを推奨する趣旨ではないことに留意すること。また、この上限は「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として設定するものであり、在校等時間の長時間化を防ぐための他の取組と併せて取り組まれるべきものであること。
- ②市教委及び学校長は、在校等時間の長時間化を防ぐための取組を講ずることなく、学校や教育職員に対し、上限時間を遵守することを求めるのみであってはならないこと。
- ③教育職員の在校等時間について形式的に上限時間の範囲内とすることが目的化し、授業など教育課程内の教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させることがあってはならないこと。
- ④本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守することのみを目的として自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避けなければならないものであること。また、市教委及び学校長は、業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進めること。